

## 藤枝駅北口駐車場 月極(平日限定)利用募集要項

募集数 10台分 月額料金 5,000円

募集条件 18歳以上で、普通自動車免許及び自己または家族所有の自動車を所持する者

ただし、未成年は親の同意必要。

### 定期利用要件

- ①駐車時間は、**平日限定**(月曜日0時から金曜日24時まで)とします。  
ただし、祝日は土日と同じ扱いとなります。駐車時間を超えた場合等は、時間貸料金(1時間ごと100円、24時間につき上限800円)を自動精算させていただきます。
- ②駐車時間内でも、駐車できない場合がありますのでご了承ください。  
(満車の場合等)
- ③駐車できる車は、特定の1台に限定させていただきます。
- ④定期利用カードは、1申し込みにつき1枚発行します。紛失等の場合は、平日の営業時間内にご連絡をいただいた後、有償にて再発行となります。また、その間にカウントされた駐車場料金はおお客様の負担となりますので、ご注意ください。
- ⑤車庫証明は発行しません。
- ⑥契約期間は、契約した日から、その日の属する年度末(3月31日)までとします。  
ただし、協議の上、1年を単位に更新できるものとします。
- ⑦解約・支払い方法等については、別途定める管理規程を遵守すること。  
支払いについては「振込」を基本とする。

様式 1 号

株式会社まちづくり藤枝  
藤枝駅北口駐車場使用申込書

平成 年 月 日

(株)まちづくり藤枝

代表取締役社長 富澤 静雄 様

申込者 住 所  
氏 名

駐車場を使用したいので、次のとおり申し込みます。

駐車場の名称	株式会社まちづくり藤枝・藤枝駅北口駐車場		
利用期間	平成 年 月 日から	平成 年 月 日まで	
利用理由	平日限定月極駐車場として利用するため		
自動車の種別	メーカー	車名	色
車両番号			
駐車場の使用者	住 所	(電話)	
	氏 名		

※「駐車場の使用者」は、契約の名義人となるもの。

※車検証及び免許証の写しのコピーを添付すること。

## 株式会社まちづくり藤枝駐車場管理規程

### (目的)

第1条 この規程は、株式会社まちづくり藤枝（以下「会社」という。）が藤枝市土地開発公社定款第16条第1項第1号の規定により取得した土地を、暫定的に有料駐車場（以下「駐車場」という。）として使用するために必要な事項を定める。

### (名称、位置及び種別)

第2条 駐車場の名称、位置及び種別は、次のとおりとする。

名 称	位 置	種 別
株式会社まちづくり藤枝 藤枝駅北口駐車場	藤枝市駅前一丁目8-38	時間貸駐車場及び 月極駐車場（平日限定）

### (供用時間)

第3条 駐車場の供用時間は、24時間とする。

2 代表取締役社長は、前項の供用時間に関し、管理上必要があるときは、制限することができる。

### (駐車料金)

第4条 駐車場の駐車料金（以下「料金」という。）の額は、次の表に掲げる額とする。

名 称	料 金		
	時間貸駐車場	回数券駐車場	月極駐車場
株式会社株式会 まちづくり藤枝 藤枝駅北口駐車場	1時間ごと100円 ただし、1日につき上限 を800円とする。	100円券13枚 1,000円	1月につき 5,000円

2 月極駐車場の使用の期間に1月未満の端数が生じたときは、1月を30日として日割り計算により料金を算出する。ただし、10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

### (月極駐車場の賃貸借契約)

第5条 月極駐車場を使用させる場合は、これを希望する者から駐車場使用申込書（様式第1号）を提出させるものとする。

2 代表取締役社長は、駐車場使用申込書を受け使用者を決定したときは、

自動車保管場所賃貸借契約書（様式第2号）により月極駐車場の賃貸借契約（以下「契約」という。）を行う。

3 月極駐車場の契約期間は契約日から、その日の属する年度末までとする。ただし、当事者が協議のうえ、1年を単位に契約の更新ができるものとする。

4 代表取締役社長は、月極駐車場の使用者に駐車定期券を交付するものとする。

（契約の解除）

第6条 契約を解除する場合は、使用者は自動車保管場所返還届（様式第3号）を提出するものとする。

（料金の支払）

第7条 時間貸駐車場及び月極駐車場（時間外利用）の使用者にあっては、駐車場の出口において駐車した時間に対応する料金を支払い、月極駐車場の使用者にあっては、駐車場を使用しようとする最初の日までに、料金を会社の指定する方法により支払うものとする。ただし、時間貸駐車場の使用者で、回数駐車券を利用する者にあつては、回数駐車券の交付を受けるときに、料金を支払うものとする。

（駐車の拒否）

第8条 代表取締役社長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、駐車を拒否し、月極駐車場にあっては契約を解除することができる。

(1)発火性又は引火性の物品を積載して駐車したとき。

(2)駐車場の施設をき損又は汚損したとき。

(3)料金を3か月以上滞納したとき。

(4)駐車場の構造上駐車させることができない自動車を駐車させようとしたとき。

(5)前各号のほか、他の車両に迷惑を及ぼす等駐車場の管理に支障があると認められたとき。

（遵守事項）

第9条 駐車場においては次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1)他の自動車の駐車を妨げないこと。

(2)火気を使用し、騒音を発し又はゴミその他の汚物を捨てないこと。

(3) 駐車中は自動車のエンジンを停止し、ドア等の施錠をすること。

(4) 月極駐車場の又貸しをしないこと。

(5) 車庫証明等は発行しないので注意すること。

(6) 前各号のほか、駐車場の管理に支障を及ぼすおそれのある行為を行わないこと。

(廃止)

第10条 会社が駐車場を廃止するときは、3か月以上前に使用者に予告するものとする。

(休止)

第11条 代表取締役社長は駐車場の補修その他管理上必要があると認めるときは駐車場の全部又は一部の使用を休止することができる。

(損害の責任)

第12条 会社は駐車中の車両の事故及び盗難等により発生した損害に対し一切の責任を負わない。

(損害賠償の義務)

第13条 使用者は駐車場の施設にき損又は汚損等の損害を与えたときはその損害を賠償しなければならない。

(委任)

第14条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

この規程は、平成22年10月1日から施行する。